

任意会規約

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本会は、本会上部組織である 一般社団法人 21・建設クラブ・福岡 (以下『法人会』という。)の事業推進の一部を受託し、これを具体的に実施することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 本会は、21・建設クラブ・福岡 と称する。

(地 区)

第 3 条 廃止

(事務所の所在地)

第 4 条 本会は、本部事務所を 福岡県糟屋郡志免町別府一丁目 21 番 11 号に於き、防災本部 を 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵 000 番 に置く。

(組織及び予算決算)

第 4 条の2 本会は、法人会の予算及び決算による財務支援を受けて組織する。

第 2 章 業 務

(業 務)

第 5 条 本会は、第 1 条の目的を達成するために、次の業務を行う。

1. 宇美町防災協定を実施するための業務全般

2. 前号に附帯関連する一切の業務

第 3 章 会員及び出資並びに会費

(会員の資格)

第 6 条 本会の会員は、法人会の会員または社員でなければならず、宇美町防災部会員であることを要す。

(入会・出資金・入会金)

第 7 条 削除

(出 資)

第 8 条 削除

(退会・出資金の返還)

第 9 条 削除

(除 名)

第 10 条 削除

(使用料、手数料、賦課金、特別会費)

第 11 条 第 4 条の 2 により、法人会の指示によるところによる。

(経費の賦課)

第 12 条 前条に準ずる

(過怠金)

第 13 条 削除

第 4 章 役員、顧問、職員、部会

(役員・職員)

第14条 本会に会長1名を置く。

2 会長は、法人会の理事長が任命する。

3 法人会の理事長が必要と認めた時は、会長に指示をし、会長の任命により副会長若干名を置くことができる。

4 会長は、法人会の理事でなければならない。

5 本会に、任意会事務局長を置く。

6 任意会事務局長は、法人会の事務局長が兼務する。

7 必要のある時は、事務局長の任命により、任意会に職員を置くことができる。

(名誉会長)

第15条 本会に、名誉会長1名を置くことができる。

(役員任期)

第16条 会長または副会長の任期は、これを定めない。

(解任・更迭)

第17条 役員解任・更迭は、法人会の組織運営委員会の決議によるものとする。

(役員職務)

第18条 会長は、会務を統括管理し、執行する。

2 削除。

3 削除

4 任意会事務局長は、日常業務の執行に従事し、会務を、会長または副会指示によって運営し、定期的に業務状況を会長に報告しなければならない。

5 役員をもって、役員会を構成し、会長の招集により、開催する。

6 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

ただし、会長に事故または欠員のあるときは、副会長の互選により、議長を選任する。

7 会長、副会長ともに事故または欠員である場合、または特に必要があると認めた場合には、任意会事務局長を議長とし、役員会を執行させることができる。

(忠実義務)

第19条 役員及び任意会事務局長並びに職員は、法人会の定款及び各種要綱規約並びにこの規約若しくは法令の定めに従い、法人会による様々な決議並びに本会の役員会の決議等を遵守し、誠意忠実を基本として本会並びに法人会発展に寄与しなければならない。

(役員・事務局長の報酬)

第20条 削除

(顧問)

第21条 削除

第5章 防災部会

(防災部会との拘わり)

第22条 本任意会は、法人会の防災部会の指示を受け、総ての活動を執り行う。

2 宇美町と本任意会とが締結している防災協定について、その運用については、法人会の防災部会が協定しているものと置き換え、前項のとおり指示を受け、活動する。

3 削除

4 削除

(総会・定例会の議長並びに議事の進行)

第23条 削除

2 削除

3 削除

(議決権)

第24条 削除

第 6 章 会 計

(業務年度)

第 25 条 法人会の予算決算によるものとする。

(損失金の処理、剰余金の処分)

第 26 条 削除

第 7 章 附 則

(その他の事項)

第 27 条 削除

(施行日)

第 28 条 この規約は、平成 6 年 9 月 9 日より施行するものとする。

- 2 平成 23 年 12 月 1 日改正する。
- 3 平成 24 年 1 月 23 日改正する。
- 4 平成 24 年 2 月 1 日改正する。
- 5 平成 28 年 4 月 1 日改正する。
- 6 平成 30 年 8 月 8 日改正する。
- 7 令和 4 年 12 月 1 日改正し、令和 5 年 1 月 1 日より施行する。
- 8 令和 6 年 5 月 29 日改正し、令和 6 年 6 月 1 日より施行する。

任意会の運営に関する規定

特 記

令和5年1月1日をもって、本規定を廃止する。